

議案第91号

加西市生活困窮世帯等の児童に対する一時金支給に関する条例の制定について

加西市生活困窮世帯等の児童に対する一時金支給に関する条例を、別紙のとおり制定する。

平成30年12月3日提出

加西市長 西村 和平

加西市生活困窮世帯等の児童に対する一時金支給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、加西市内の生活困窮世帯等の児童が就職又は進学するにあたり、既存の公的援助だけでは新生活の準備費用の捻出が困難な状況である場合において、児童の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう新生活の準備資金を一時金として支給することにより、児童の新生活の準備を応援し、自立の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童養護施設等 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に規定する施設をいう。
- (2) 被措置児童 加西市に居住する児童のうち法第27条第1項第3号の規定により児童養護施設等に入所又は里親等に委託された者をいう。

(支給対象者)

第3条 一時金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 加西市教育委員会が学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、援助が必要と認めた世帯の児童であって、中学校卒業時に就職又は進学するにあたり、その準備費用の捻出が困難な状況にあると市長が認めた者
- (2) 被措置児童のうち就職又は進学するにあたり、児童養護施設等を退所又は委託解除により初めて自立生活を送らなければならない者であって、親族等からの援助が望めず、自立生活の準備費用の捻出が困難な状況にあると市長が認めた者

(一時金の額)

第4条 一時金の額は、次の各号に定める額とし、それぞれ1人1回限りとする。

- (1) 前条第1号に該当する者 50,000円
- (2) 前条第2号に該当する者 150,000円

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

(審議資料)

加西市内の生活困窮世帯等の児童が就職又は進学するにあたり、既存の公的援助だけでは新生活の準備費用の捻出が困難な状況である場合に、その児童の生まれ育った環境によって将来が左右されることのないよう、児童の自立の促進を図るため一時金を支給することについて、必要な事項を定めるもの。

【概要】

- ・ 就学援助が必要な児童が中学校卒業時に就職又は進学するとき 5万円
- ・ 児童養護施設等に入所中の児童が自立生活を送るとき 15万円

(後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

政策等の形成過程説明資料

平成30年12月定例会

| | | | |
|--------|-------------------------------------|--------|------------------|
| 議案等の件名 | 議案第91号 | 政策等の区分 | 計画・事業・ 条例 |
| | 加西市生活困窮世帯等の児童に対する一時金支給に関する条例の制定について | | その他() |

①【政策等を必要とする理由】

生活困窮世帯等の児童が就職又は進学するにあたり、既存の公的援助だけでは新生活の準備費用の捻出が困難な状況である場合において、児童の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、新生活の準備資金を一時金として支給することにより、児童の新生活の準備を応援し、自立の促進を図ることを目的とするもの。

現在加西市では、教育委員会の就学援助を必要とする世帯の児童に対し、小学校入学時、中学校入学時に就学援助として入学準備金支給制度があるが、中学校卒業時においては就職、進学の準備金支給制度がないため、対象児童の中学卒業時においても一時金を支給することで就職、進学の準備を支援しようとするもの。

児童養護施設等入所者については、原則として高等学校卒業と同時に施設を退所しなければならず、親からの支援が望めない中で、就職時に経済的負担が重くのしかかる現状があることから、一時金を支給することで新生活の準備を応援しようとするもの。

なお、教育委員会の就学援助制度が平成31年度入学者より、前年度支給になったことに合わせて、本条例における一時金についても平成30年度中に支給しようとするもの。

②【検討した他の政策等の内容】

③【他の自治体の類似する政策との比較】

- ・就学援助を必要とする児童等に対する高等学校等入学準備金については、県下では三田市が実施。
- ・児童養護施設退所者に対する一時金については群馬県前橋市が実施。

④【総合計画における位置づけ】

基本方向 政策6 身近な幸せを実感できる安全と安心の暮らしづくり

基本計画 施策19 地域で支え合う安心の暮らし

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

| | |
|------|--|
| 計画名称 | |
| 策定年度 | |
| 計画期間 | |

⑤【関連する法令及び条例、規則】

児童福祉法、学校教育法

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

| 総事業費 | 国・県支出金 | 市債 | その他特財 | 一般財源 |
|-------|--------|----|-------|-------|
| 2,500 | | | | 2,500 |

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

- ・就学援助が必要な児童が中学校卒業時に就職又は進学する場合 毎年50人程度×5万円=250万円
- ・児童養護施設等に入所中の児童が自立生活を送る場合 15万円(3年に1回程度)

⑧【市民参加の状況】

有 ・ **無**

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

⑨【政策の効果予測】

加西市では、住みよい町、子育てにやさしい町を目指しているところである。そこで子どもの貧困対策として本条例を制定し、生活困窮世帯等に対する経済的な支援として、新生活の準備資金を一時金として支給することにより、児童の新生活の準備を応援し、児童の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう自立の促進を図ることができると思われる。

就学援助を必要とする世帯の中学校を卒業する児童の就職、進学の経済的な負担を軽くすることにより、就職、進学に前向きに取り組むように支援でき、児童養護施設等を退所する児童が自立した生活を送れるように経済的負担を軽減し、自立の助長につなげる。

全国的にも先進的な取り組みであり、子育て支援に強力に取り組んでいる市の姿勢を示すことができる。

| | | |
|-------|-------|--------------|
| 担当部局 | 担当課 | 添付資料の有無 |
| 健康福祉部 | 地域福祉課 | 有 ・ 無 |